

る。是等の工場はすべて小規模で主として屑鐵を使用するものであるが兎も角これに依て同國の輸入は減少するであらう。

8. メキシコ

メキシコ政府の發表に依れば同國ではグアナズュアト (Guanajuato) に自產 3,000t 乃至 5,000t の大熔鑄工場の建設を計畫中だと云ふことである。

9. 丁抹

丁抹製鋼所 "Varde Staalvaerk" では多種鋼材の生産に着手する爲め工場を擴張中にある。一基の高周波爐が不鏽鋼等の特殊鋼を生産する爲め建設中にあるが、これは丁抹としては最初の不鏽鋼生産工場で從来はすべて獨逸瑞典及英國から輸入されたものである。

10. 支那

昨年中は世界を通じ鐵鋼の生産に多くの變化があつたが其の内支那の生産は取るに足らざる少額であるとは云へ其の生産設備が日本の侵略を避けるが爲め奥地へ移行せることなどは恐らく最も劇的シーンに値するものであらう。漢陽には以前漢陽鐵廠があつて其處には 100t 熔鑄爐 2 基、250t 爐 2 基と 30t 平爐 2 基があつたが、これ等は奥地に移されたのである。是等の爐はまだ生産開始の運びに至て居ないが蔣政權指導の下に可及的早く作業を恢復せんが爲に準備が進められて居る。一方西支那に於ては坩堝鋼 8,000t 軟鋼

10,000t の能力を有するものや其他數多の工場が目下建設中では是等は皆政府の兵器廠に供給するものである。

四川省には山西及陝西兩省に次ぐ石炭の大資源があるが又其の鐵礦石資源は東南諸省中に於て最も大であつて支那は重工業の新中心地を茲に見出して居る。尙重慶には鐵鋼の生産又はその加工に從事する工場が少くとも五指を屈し又 24 の小規模の機械工場がある外此の奥地には數多の工場が散在してゐる。

重慶には又フェロタングステン、フェロシリコン、フェロマンガン等の高級合金鋼が生産されて居る。

四川省には炭山及鐵山が豊富にある爲め重慶及その附近の工場の外に數多の工場が存在し、加ふるに土法に依る數多の熔鑄爐が軍需に妙ながらざる貢獻を成して居る。

同省には土法の熔鑄爐が凡そ 100 基も散在しその銑鐵の生産高は合計 25,000t に達する。四川一貴州の國道に沿ふる地方には 33 基の土法爐があつて晝夜兼行の作業を行ひ重慶他の製鋼工場に原料を供給して居る。

重慶政府當局に於ては目下此の土法爐に技術經濟兩方面の援助を與へ以て銑鐵の生産を倍加せんとする研究を進めてゐる。

資料 "Iron Age" Jan. 4, 1940. (K. K. 生)

汽罐熔接に認可制 (發電用汽罐取締規則を改正)

遞信省では火力發電用の汽機、汽罐の構造複雑化し大規模高汽壓のものが製造されるに至たため、昭和 10 年以来の發電用汽機汽罐取締規則を以てしては到底取締の完璧を期することは困難で近來熔接汽罐の使用を見んとする實情下にあつては危険性も大なるに鑑み、愈々規則全文を改正、5 日の官報を以てこれを公布することになつた、改正の要點は次の如し

- 一. 汽機汽罐の構造設計に關し届出制を廢し許可制を採用せること 最近における火力發電設備の發達は益々大規模複雑なる汽機汽罐の設置を見るに至り、之が取締も一段の慎重を要することになつた、然るに從來の規則は單にその構造設計に關して届出を爲さしめ、必要なる場合に於てその變更を命じ得るので、當局の審査は實際上單なる事後審査に終り、變更命令も設置者の負擔を考慮するとなかなか發し得ないやうな實情にあつたので、改正規則に於ては工事着手前に汽機汽罐の構造設計に關し認可を申請せしめ、充分事前の審査を爲し得る如くしたのである、尙之に併て認可後の重要事項の變更の如きに就ても認可制を採用した。
- 二. 汽罐の熔接につき新に認可並に検査制度を採用せること 近時電氣熔接技術の發達に伴て發電用汽罐に就ても之に依るもののが生じて來た、元來大規模の發電用汽罐の如く高壓蒸氣を發生すべき汽罐の罐胴には、從來の鉄接式のものは構造上最早使用出來ない

のであって、鍛造式のものを採用してゐるのであるが本邦に於ては未だ之が製造を爲し得ざる状態にあり、他面鍛造罐胴はその製造原價が著しく高價があるので罐胴熔接の研究が進められ、最近實地に之が採用を見んとするに至た、かゝる事情であるから熔接罐胴を採用し、その技術の進歩を促進せしむることが、鍛造罐胴の輸入を防遏し、或は外國に於て爲すことあるべき輸出禁止の一に備ふる爲に必要と認められるのであるが、何分にも熔接の技術はなかなか難しく、その良否は汽罐の強度に影響を及すこと甚大で、從て危険性も大であるから、發電用汽罐の取締の完璧を期するためには、どうしても熔接工事自體につき充分取締ることを要するので、新に規定を設けて、熔接を施行せんとするときは認可を申請せしめ、熔接部分の設計、熔接設備、熔接土等につき審査し、且熔接工事につき厳密なる検査を爲すこととし危険の豫防を圖たのである。

- 三. 各種検査につき手數料を徴することとせること 本令に依る検査のためには可成の経費を要するのであるが、發電用以外の汽罐の検査其他の事例に倣ひ、新に手數料制度を設け、其経費の一部に當ることとした、併しそがため汽機汽罐設置者の受ける負擔は極めて僅少である。